



Unbundling Competition

## 第4回：東南アジアにおける競争法－ ベトナムの最新動向

第4回となる本エピソードでは、当事務所のアジア競争法部門を統括する、香港オフィスのパートナー、Adelaide Luke（アデレイド・ルーク）と、Fraser's Law Companyのホーチミン・オフィスのパートナーで競争法の専門家であるJustin Gisz（ジャスティン・ギーズ）が、昨年施行されたベトナムの新競争法（「新法」）と同国の当該規制当局について解説します。

前回までに解説したタイ、インドネシアおよびシンガポールと同様に、ベトナムは、約20年前に東南アジアで初めて競争法（「旧法」）を導入した国の一つです。ただし、様々な理由により、旧法は実質的には機能せず、実際に執行決定または企業結合届出に至った件数はわずかにとどまりました。

2019年に施行された新法は、競争法の執行をより活発に行うことを目的としています。以前は二重に存在していた規制当局も、国家競争委員会（NCC: National Competition Commission）として単一の規制機関に併合され、より強力かつ独立した調査および裁定の権限を持ちます。

新法は、複数の重要な点で旧法とは実質的に異なります。まずはじめに、反競争行為を判断する際、より実質的な判断基準への移行が挙げられます。カルテル行為等のように、完全に反競争行為に該当する行為（いわゆる「ハードコア行為」）以外は、NCCは当該市場において著しく競争制限効果を生じさせた、あるいは生じさせるおそれがあるということを実証しなければならず、新法では、その判断基準となり得る要因を挙げています。（なお、ハードコア行為自体は依然として違法ですが、旧法下での「合計市場シェア30%未満」という形式的な基準が新法では撤廃されます。）

また、旧法でも重要視されていた「独占的地位」は、新法下では単一の企業の場合は30%以上、複数の企業・企業グループの場合は50%以上という、比較的低い基準値の市場シェアが場合、それに該当するとみなされます。さらに、この基準値を下回った場合でも、「実質的に当該市場において支配的地位にある」と判断された場合も、独占的地位にあるとみなされます。

企業結合規制届出の制度にも変化が見られます。旧法下での届出基準は市場シェアにのみ基づくものであったため、どのような場合に届出が必要となるかを判断することが困難でした。しかし、新法では市場シェア、売上高・資産価値および当該取引額の三つの基準を設けているため、届出の増加につながるが予想されます。届出が必要か否かを判断する際に「支配権」が重要な判断基準となりますが、拒否権といったような権利も届出の対象となり得るか（つまり出資比率50:50のような合弁会社を設立する際も届出が必要となるか）は未だ不明確です。

第1回で解説したタイの新法のように、ベトナムの新法でもまた不明確な点が残るものの、新NCCの執行力の活発化に伴い、今後解消されるでしょう。

